

社会福祉法人パトリア
デイサービスセンター アミーキ 重要事項説明書

〈令和 6 年 10 月 1 日改定〉

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第 1072800517 号)

(要介護・要支援・事業対象者)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護、指定介護予防通所介護及び第 1 号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定申請後に認定の下りていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 パトリア |
| (2) 法人所在地 | 群馬県伊勢崎市磯町 435-1 |
| (3) 電話番号 | 0270-20-2121 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 美 原 樹 |
| (5) 設立年月 | 平成 16 年 11 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所 |
| | 平成 16 年 11 月 19 日指定 |
| | 群馬県 1072800517 |

※当事業所は特別養護老人ホームアミーキに併設されています。

- (2) 事業所の目的 利用者様一人一人の意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき
デイサービスにおいて利用者相互に社会関係を築き、自立生活を送れるよ
う支援するところです。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター アミーキ
- (4) 事業所の所在地 群馬県伊勢崎市磯町 435-1
- (5) 電話番号 0270-20-2121 ファックス番号 0270-20-2197
- (6) 施設長（管理者）氏名 加藤 綾子
- (7) 当事業所の運営方針
1. 利用者様と馴染みの関係で、個々の生活ニーズに応じたケアを創り提供します。
 2. 全てのスタッフは、その専門性を活かし、かつ共働して安心できる生活を明るく
支援します。
 3. 常に新しい情報を取り入れ、地域のニーズに応え、施設の特色を活かした生活と
サービスを提供します。
 4. そして利用者様の生きる力を強めます。
- (8) 開設年月 平成 16 年 11 月 19 日
- (9) 利用定員 32 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域：伊勢崎市・前橋市・みどり市・桐生市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日・祝日
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス 提供時間	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス等を提供する職員として、以下の
職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算
1. 事業所長（管理者）	1 名
2. 介護職員	5 名以上
3. 生活相談員	1 名以上
4. 看護職員	1 名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 8:15～17:15 ☆原則として職員 1 名あたり利用者 5 名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間 8:15～17:15 (9:30～17:00) ☆原則として 1 名の看護職員が勤務しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

* 以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） ※あくまでも目安の時間でございます。ご利用者様個別のペースに合わせて対応させていただきます。ただし、食物ですので大幅な時間延滞が生じた場合は廃棄させていただく場合がございます

12 時 00 分～

②入浴

- ・入浴はご契約者のご希望に応じ、その都度対応させていただきます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴前に体温測定を行います。状態によっては入浴を中止し、清拭にて代替させていただきます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

通所介護サービス費

1単位＝10.14円

☆介護費

- ・要介護1：658単位
- ・要介護2：777単位
- ・要介護3：900単位
- ・要介護4：1023単位
- ・要介護5：1148単位

☆加算要素

- ・入浴介助加算Ⅰ 40単位/日（ⅠまたはⅡで算定）
- ・入浴介助加算Ⅱ 55単位/日（ⅠまたはⅡで算定）
- ・個別機能訓練加算Ⅰイ 56単位/日（イまたはロで算定）
- ・個別機能訓練加算Ⅰロ 76単位/日（イまたはロで算定）
- ・個別機能訓練加算Ⅱ 20単位/月
- ・中重度者ケア体制加算 45単位/日
- ・認知症加算 60単位/日
（認知症高齢者の日常生活自立度判定がⅢ以上の該当者）
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ 100単位/月
- ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位/6ヶ月に1回
- ・ADL維持等加算Ⅰ 30単位/月（ⅠまたはⅡで算定）
- ・ADL維持等加算Ⅱ 60単位/月（ⅠまたはⅡで算定）
- ・科学的介護推進体制加算 40単位/月
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位/日
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に9.2%を乗じた単位数

* サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額外の算定

☆減算要素

- ・送迎減算：事業所が送迎を行わない場合、片道につき－47単位

介護予防通所介護サービス費

☆介護費

- ・要支援 1 : 1798 単位
- ・要支援 2 : 3621 単位

☆加算要素

- ・生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位/月
- ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20 単位/6 ヶ月に 1 回
- ・科学的介護推進体制加算 40 単位/月
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 88 単位/月
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 176 単位/月
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に 9.2% を乗じた単位数

* サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額外の算定

☆減算要素

- ・送迎減算：事業所が送迎を行わない場合、片道につき－47 単位

☆ご契約者がまだ事業対象者又は要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業対象者又は要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

* 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食費：昼食代 680 円

②レクリエーション等

ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

おむつ 50 円/枚

リハビリパンツ 50 円/枚

尿取りパッド 10 円/枚

洗濯代 100 円/回

⑤諸費用の実費負担

i) 日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当である場合には実費を徴収させていただきます。

ii) 事務処理に係る費用

請求書の郵送等、ご契約者の希望により費用が発生する場合は実費をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算いたします。月末締めで翌月の10日より請求書を発行いたしますので、25日位までにいずれかの方法でお支払い下さい。

銀行引き落としの場合は、毎月25日（休日に当たる場合は翌日）に指定口座（群馬銀行、東和銀行、群馬県内の信用金庫、JAバンク等）から自動引き落としとさせていただきます。手数料初回350円、翌月より250円ご負担頂きます。この場合、領収書は翌月の請求書発行時に合わせてお渡しいたします。

ア. 窓口での現金支払 イ. 下記指定口座への振り込み 東和銀行 伊勢崎支店 普通預金 3046160 ウ. 指定口座銀行からの自動引き落とし
--

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日（午後5：30）までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日（午後5：30）までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日（午後5：30）までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日（午後5：30）までに申し出がなかった場合 （当日のキャンセル又はお迎えにあがったのキャンセル）	当日の昼食代 680 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員： 0270-20-2121

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前 8：30～午後 5：30

また、ご意見箱を事務所前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市役所 介護保険課	所在地 群馬県伊勢崎市今泉町 2 丁目 410 電話番号 0270-27-2744
前橋市役所 介護保険課	所在地 群馬県前橋市大手町 2 丁目 12-1 電話番号 027-224-1111
桐生市役所 長寿支援課	所在地 群馬県桐生市織姫町 1-1 電話番号 0277-46-1111
みどり市役所 介護高齢課	所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 電話番号 0277-76-0974
国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町 335-8 電話番号 027-290-1323 受付時間 9：00～17：00
群馬県社会福祉協議会	所在地 群馬県前橋市新前橋町 13-12 電話番号 027-255-6669 受付時間 9：00～17：00

7. 協力医療機関

美原記念病院	所在地 伊勢崎市太田町 366 電話番号 0270-24-3355 (神経内科・脳神経外科・整形外科・内科・外科 リハビリテーション科・放射線科)
--------	--

8. サービスの利用に関する留意事項

- * 基本的に、緊急時（発熱（37.5 度以上）や発作等）は、ご家族又は主治医に連絡をさせていただきます。
連絡が取れない場合は、当施設の判断で緊急車両等にて協力医療機関もしくは救急指定病院へ救急搬送させていただきます。
状況によりご家族様への連絡は対応後になる場合がございます。
- * 中・長期間のご入院をされた場合、退院後の利用の際に入院前と同一の曜日でのサービス利用が提供できない場合がございます。その際は利用可能な曜日での代替え案を提示させていただきます。
- * 喫煙：事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- * 送迎：送迎の予定時間は、交通事情やその日のご利用者様の人数、送迎ルートにより多少前後することがあります。
予定のお時間から前後 30 分を目安にいただければと思います。
定期的に職員に対して運転講習や交通安全の研修を行っております。

9. 個人情報の使用について（契約書第 10 条参照）

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 法人内部での利用者等に関する事項

- ① 当法人事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る事業所等の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退居の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事項

- ① 当法人事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・ 病院・診療所・保険薬局・訪問介護ステーション・介護サービス事業所等との連携
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 法人内部での利用者等に関する事項

- ① 当法人の管理運営業務のうち
 - ・ 財団法人脳血管研究所関連施設（美原記念病院・介護老人保健施設アルボース・訪問看護ステーショングラチア・在宅介護支援センターみはら・居宅介護支援事業所みはら）、美原診療所、社会福祉法人パトリアの事業所間で、この利用目的の範囲内での介護および診療情報共有等
 - ・ 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - ・ 当法人事業所内部において行われる学生・ボランティア・消防職員等の実習への協力
 - ・ 当法人事業所内外において行われる事例研究等

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事項

- ① 当法人の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

※使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 3903.766 m²
- (3) 事業所の周辺環境

四季折々の自然に囲まれ、春には南に接する磯沼に桜が咲きほこり夏には蓮が咲き、また東側には多くの小菊が咲き秋を満喫させてくれます。お部屋に関しましても、全室ベランダに通ずる大きな窓を配し、十分な採光を確保しております。

<第三者評価事業>

- ・当事業所は、福祉サービス第三者評価事業の評価を受審しておりません。